

先進医療 A における不適切事案の今後の対応について

令和 6 年 9 月 30 日
東京医科歯科大学病院
病院長 藤井 靖久

この度、東京医科歯科大学病院で実施されている先進医療 A に関し、同意手続不備等における不適切な事案が発生していたことが判明致しました。ここに謹んで深くお詫びを申し上げますとともに、下記のとおり、調査委員会による調査内容及び再発防止策と今後の対応方針についてご報告申し上げます。

記

1. 調査委員会による調査内容及び再発防止策

別添の調査報告書を参照。

2. 今後の対応方針

(1) 職員の教育・研修について

- 本年 8 月 26 日に全大学職員向けに開催された研修では、先進医療に関する講義を行い、特に病院職員（医師、コメディカル、事務職員等）については受講必須とした。

研修当日に参加できなかった者向けに web 受講も可能となるよう対応し、受講管理も行っている。

※ 全病院職員 2364 名のうち、2220 名の受講確認済み（93.9%）（9 月 30 日現在）

引き続き、未受講職員についても 10 月中に受講済みとなるよう対応する

- 本年 9 月 19 日には、当院における臨床研究審査委員会、倫理審査委員会等の委員向け研修として、先進医療に関する講義を行った。

※ 全委員 38 名のうち、29 名の受講確認済み（76.3%）（9 月 30 日現在）

引き続き、未受講委員についても個別に声掛けをし、10 月 11 日に再度開催する研修には受講されるよう対応しているところ。

- なお、大学職員向けの研修は例年複数回開催しており、その中でも先進医療に関する講義については、今後も病院職員及び倫理審査委員会等の委員は受講必須のものと位置づけ、新規職員や新規委嘱委員等の受講管理も行っていく。

(2) 病院全体としての先進医療実施に対する運用方針

- 9 月 20 日の臨床研究監視委員会へ報告し、当該調査報告書について承認された。

- 当院における今後の先進医療 A については、必ず研究として実施するものとする。

- 当院の認定臨床研究審査委員会においては、先進医療の審査をする際には技術専門員として、先進医療の制度に精通する者からの意見書の提出を依頼することとした。（運用規程はすでに整備済み。）また、医学系／歯学系倫理審査委員会においても先進医療の制度を熟知されている有識者に意見を聴くこととし、当該有識者の選定手続きを進めているところ。

- 院内の医療支援課に、9 月 20 日付で医師、医師以外の医療従事者、事務職員から成る先進医療監視チームを設置した。当該チームにおいては、先進医療の適正な実施状況を定期的に確認し、適宜、臨床研究監視委員会への報告を行う役割を担うものとする。